

第11回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成22年5月19日(水)

場 所 第2委員会室

議題1 (仮称)江南市自治基本条例素案について

議題2 その他

冒頭、事務局より、江南市議会5月臨時会において「まちづくり基本条例特別委員会」が設置され、任意の自治基本条例議会検討委員会からの骨子案等を引き継ぎ、6月から7月にかけてのすり合わせに向けて精力的に議論していく予定になっている。現在、議会では、自治という表現はまちづくりと読みかえていく、市政という言葉については整理していく必要がある、住民投票条例は重大な話であるため議論していく、みんなのまちづくりの大項目は戦略計画との整合性から削除した方がよいのではないか、などの意見が一つの方向性として示されているとの説明がされた。

■(仮称)江南市自治基本条例素案について

会長より、前回以来、骨子がまとまりましたところで条文案をお示しいただいた。その検討ということで、前回、その条文の全体について事務局から説明を受けた。そのときに、条文だけでわかりにくいのではないかと御意見がありました。条文に書き足して大きな長い文章にするのがよいのかどうかについては、むしろ本文は簡潔にして、説明文、解説文のところで説明してはどうかとの方向だったと思う。

委員のお手元に全体の条文についての解説版を配付させていただいた。これからの議論は一つの本文についての議論、もう一つは解説の方でどこまで書くのかとの議論の二本立てになっている。解説の方は具体的にわかりやすくということがあるため、特に本文で「何々など」となっているようなところについては具体的なものを書くとか、実際にはこの条文の意味がわかるような解説にしていってはどうかと思う。

きょうは、今回、改めて始めの方からこの条例で何を実現していくのか、変化が出てくるのがこれで保障されると期待されるのか、そのあたりをもう一回戻って改めて検討したいとの説明がされた。

(質疑・意見)

- まちづくりと読みかえるところの理由をもう少し教えてほしい。
- 自治という表現とまちづくりという表現を比べた場合、一般市民に対してどちらが受け入れやすくわかりやすいのかという観点から、やはりまちづくりという表現ではないかということが出ていたということである。
- 我々が自治基本条例についてスタートしたときの考え方は、基本的な最高規範であるという認識でかかってきており、戦略計画に既にあるから重複するというのは逆である。私は自治基本条例を中心的規範として、それ以外の条例との整合性を満た

していくという考え方で引き続ききている。議員の真意をつかめないのもっと全般に話し合ってはどうか。

- 各地区の自治基本条例の例を見ると自治基本条例が基本であり、それを発展させてまちづくり条例等に具体化している。議員が実際に決めていただく場合には、具体的なものを市民の声として取り上げてやっていただければいいのであって、基本は基本として市民の権利という形で自治基本条例を決めておかなければいけない。
- 自治基本条例は地域課題への対応やまちづくりをだれがどんな役割で何を担い、どのような方向で決めていくかを文章化したものである。自治基本条例の中のまちづくりであるということをしっかり示していかないと狭義のまちづくりになってしまうのではないかと危惧がある。まちづくりは市民にわかりやすい言葉かもしれないが、だれが何をやるかという役割分担が理解しにくい。ただ、まちを活性化すればいいというような短絡的なものでは意味がない。
- 基本的には自治基本条例は市の全体の方向、市民全体の基本的な市政というか方向を決めるものであって、条例はそれぞれの地域とか階層とか、関係する人たちのためのものになってくるとより具体的でわかりやすい。前もって共通の基本の自治基本条例を決めておかないと、それぞれの条例を決めるときの規範となるものがない。該当するところの利害だけで決めてはおかしい。基本を決めておいて、後はそれぞれに合った具体的な条例を議会を通して決めていけばよい。
- 江南市の社会で協働を構築するための自治基本条例、要するに意識の改革が必要である。市民にはまちづくりがわかりやすいというのではなく、むしろ自治ということがどういうことなのかである。既に 57 運動や防犯パトロールなどで協働の意識が芽生えてきており、自分たちでこの江南市をよくしていこうという基本的な考えが育ちつつあると思う。自治ということをみんなにわかってもらおうと協働の社会ができていくことにつながる。まちづくりだとぼやけてしまう。せっかく自治意識が芽生え始めてきていることから、それを自治という形ではっきり市民だけでなく、行政、議会についても意識改革していくことにこだわりたい。
- 行政、議会及び市民のすべての人たちの意識改革がないと協働はうまくいかない。行政も議員も市民も変わることがもっとも大事だと思う。
- 基本条例ではちょっとかたすぎるため、まちづくり条例として進めていった方が市民には親しんでもらえる気がする。その場合、狭い意味のまちづくりでいうと市民同士の話が中心になるが、議会、行政、市民も一緒という広い意味のまちづくりがよい。
- まちづくりというのは、全国的にいろんなレベルで行われている。狭い範囲の少人数で行われているまちづくりもあるし、市全体で行われているものもある。市全体が一つにまとまっていくまちづくりというイメージではなくなっているような気がするので、自治基本条例というのは最低限必要だと思う。
- 第 1 条と第 2 条は自治基本条例の趣旨が入っているから、行政としてもこの条例が他の条例に優越するという構造を整理することが次の課題だと思う。第 4 章の協働によるまちづくりの推進の内容はちょっと各論的である。事業者や町内会あたりだ

けで行政も議会も入っていない。議会も市民から直接に選挙された方ですから、当然、まちづくりにも意見を反映している。ここをもうちょっと書き込まなければいけないのではないかと。恐らく我々と議会でどこかですり合わせていくかと思うが、この段階で名称をどちらかで対立するのではなく、名称は宿題としておき、中身を進めた方がよいのではないかと。

- まちづくりを考える場合、市民だけではなく、市民と行政と議会が力を合わせてというイメージであり、その基本条例だということであれば総合型でいろんなことが入ってくることはむしろ本来の姿である。市民にわかりやすくというのが重要なポイントであるので、それを解説版でというのがこの間の流れである。その配慮は常に必要であることにして、広い意味でのまちづくりということについては、この委員会では合意があるのではないかと思う。
- 第4章の協働によるまちづくりの推進について、条文の立て方としては、あくまで地域住民の方が決定していく中に行政側がどういう形で参加していくかであり、支援という言葉もそんなに悪い言葉ではない。一つの単語だけをとらえると非常に上から目線みたいな感じにとられがちだが、全体の章立てを見ていくとそれほど目立たない気がする。
- 第13条は理念的、観念的な問題であって、第15条の支援は財政的支援のイメージが頭に浮かんでくる。観念的には皆さんで自主的にやりなさい。お金が必要なら私どもが助けますよと。これでは自主性や自立性を損ねてしまう気がする。そのようにとる市民もいるということ意識してもらいたい。
- 行政のみではなく、NPOや団体が行政を支援する考え方も入れないと活性化していかないのではないかと。江南市の幾つかの団体が集まって協働で活動をしていくことも一つのまちづくりの一環になる。
- 今の江南のまちづくりの段階では支援は不十分である。いずれ支援条例をつくっていくときには、この条例が上位にあるからと言える根拠にはなる。単なる支援で終わるのではなく、そのあたりの含みがあるかどうか。総合型条例だから、具体的な条例をこの後つくっておかなければならない。
- 市職員の責務に「市職員は、市民全体のために働く者として、誠実かつ公正に職務を遂行します。」として、ありきたりの地方公務員法よりももう少し重みを持たせた意味でここに掲げたということ伺った。議員についてもこのような感じであるとよいのではないかと。
- 市民の中においては、行政も議員もある一定のルールの中で動かなくてはならないとの拘束がある。行政の職員や議員が気づかないようなところで違う発想も出てくる。それをいかに引っ張り出すかが地域力になる。地域の区長やいろんな会の代表者など、みんなの言葉がどのようにして吸い上げられるかという形にしていかないと地域力は上がってこない。そのような目線を議員や行政の職員にも持ってもらえるとありがたい。いい意見があってもそれをどのようにつくっていくかというときには議員や職員の力が必要になってくる。
- 支援するというと実践を損ねる心配がある。意欲のある人は市民の中にある。その

ような人が出てきたら、議会や行政の有識者の方々は励ますなり引っ張り出すなどして、その意欲を高めるようにしてほしい。

- 第 22 条を見ると、市職員については第 3 項で「意欲」、第 4 項で「迅速に対応し」とある。基本のところは全部がカバーできるようにしておくといよい。
- 言葉は非常に滑らかだが、本当のところは皆さんが主役なんですというだけで終わらずに、中心になって頑張ってもらえないかということが支援である。解説の中でそのような言葉を添えてもらいたい。
- 「市民との協働による新しい公共」とも言われている。支援というわけではないかもしれないが、相互支援の考えでいけばこの言葉を残してもよいのではないかという気がする。
- 行政にはいろいろな情報があり、範囲も広い。だんだん協働が進んでくると、どこまで行政が立ち入っていくかについてとまどいもある。それぞれの得意分野をうまく繋げて、お互いに充実したことができるというよい。接点があるとお互いの情報を出し合って、自分たちが求めるような成果を上げることができる。
- 何のためにこの条例をつくるのかとの議論をしているので、使われるような条文と解説にしたい。第 15 条の部分で言うと、支援という中身については財政的なお金の面もあるが、それだけではなくていろんな指導や助言、研修やイベントも行われている。そのようなものを全部ひっくるめて支援と呼ぶのか、あるいは行政と住民と議会の作業というのか、このあたりは解説でできることになる。
- 行政側の支援というときに、今の体制では市民活動に対してどのような支援を行っているのか。
- 防災安全関係では、地元の方の防災、安全といった大きな面において一緒になってやらないと何もできない。防犯パトロールだとか地域の安全を確保することは、行政が一方的にやるということでは成り立たない。地震とか風水害、いろんな面において、各地区の皆さんの御協力をいただくという形である。
- 環境関係では、資源回収の折に集積場所における容器とか曜日に対し、なるべく協力できる体制をとっている。
- 子育て支援関係では、例えば、保育面であれば父兄のニーズに対してどのような支援ができるかというようなことはあるかと思う。児童虐待については、地域での見守りが非常に大事になり、アンテナを張り巡らせていろいろな情報をいただいている。それを考えると、逆に皆さんからの支援をいただいている立場ではないかと思う。第 15 条の支援については、決して財政的な支援ということではなく、本当に広い意味での支援ということで考えれば全く問題はないのではないか。
- 第 15 条というのは、まちづくり組織に対して市が支援するということであるため、支援というのは金銭的な面ではなく、大きい意味で支援といっても差し支えないと思う。「まちづくり組織の設置や」という部分について、つくる上での相談だとかならいいと思うが、市がまちづくり組織をつくってほしいということなのか。ここに書いてあるから一方的に市がまちづくり組織をつくるよというのはちょっと問題があるのではないか。

- 第 15 条第 3 項についていうと、人材の育成、組織間の交流機会の創出というのはソフト面のことも書いてあり、全部ひっくるめて支援だということであればこういう面がある事は確かである。
- 保育園や小学校に緑のカーテン事業を考えた場合は、行政の支援だけではなく活動団体の支援が大きな力になってくる。
- 支援については、ハード面とソフト面における市民と行政との相互支援という形で括ってはどうか。
- まちづくり組織の設置が自発的にできてくることをサポートすることが必要であり、市が設置するものではないと思う。それでなければ動いていかない。
- 小さな地域でもコミュニケーションをとる機会は少ない。介入することで余り中に組み込んでほしくないということもある。そのところをバランスよく進めていくことが区長の役目かなとも思う。市職員として得ることのできるいろんな情報や経験を生かしながら、地域と一緒にやっていきたいと考えている。
- 防犯、国際関係は私も評価している。区の集まりの会などを利用して江南市は空き巣が多いなどのいろんな犯罪についてお話しいただく。区長は事前に回覧板で周知すると。実際に毎月地域の防犯パトロールで青色回転灯のパトカーで回っていただいている。また、父兄の方を中心に子供の通学の見守り隊も地道に活動を続けている。こういうことが協働の一種である。防犯、安全は自分たちの身近な問題であるが、ばらばらになる部分を啓発して意識を高めていくという活動をやっていただいで非常に感謝している。

■その他

- 次回の検討委員会は、6月30日の午前を開催することとされた。